

## 山ガ新

明治十五年八月三日木曜

官 会 第二百四十七

○第三拾五號

明治十年二月第十八号布告第三條左の通り改正す。

第三條 民有地を官の許可を得て川溝池道路堤塘敷其他漬

し地となす時は工事着手の月より除稅すべし。一旦着手するも

若工事を中止せし六ヶ月に及ぶもの乃至工事を施したる部分を

除き其中止間は除稅不限。又一旦着手するも

工事は六ヶ月毎に其工程を量り除稅の區域を定ひるものとす。

右勅旨を奉じ布告候事。

明治十五年七月廿八日 太政大臣三條實美

○第四拾四號 行政官吏服務紀律左の通相定候條此旨相達し候事(別紙次等)

明治十五年七月廿七日 太政大臣三條實美

○甲第一拾壹號 郡川中使用の儀水利上支障無之場所ハ舊慣に依り使用差許

本年七月より左の通科金徵收候條比旨布達候事。

但大阪四區接近郡村川中使用の義ハ從前之通

一川中使用料壹ヶ年壹押付金壹錢

○乙第二百三號 郡區役所

明治十五年七月廿五日 大阪府知事建野卿三

別冊の通改正候條此旨布達し候事。

明治十五年八月一日 大阪府知事建野卿三

○去月廿七日太政官より號外を以て官省院廳府縣へ左の

通り達せられたり

今般行政官吏服務紀律施行候に付てハ各長官に於て厚く注

意を加へ將來嚴肅に取締相立候様各所属官へも告示に及

べし。又本紀律施行以前の事件ハ其の自新ふ任せ更ふ檢舉

旨内達医事。

○特命全權公使柳原前光夫戸磯の兩君ハ一等官相當一年俸

同青木周藏森有禮の兩君ハ二等官相當一年俸、同井田謙君

ハ二等官相當二等年俸を下し賜る旨去る二十六日太政官よ

り諸官省へ達せられたり

○我天皇陛下には過般來侍醫等に虎刺流行の摸様を御問在

せらる、旨は既よ昨日の紙上へ記し奉りしが猶ま大臣

報

○乙第二百三號 郡區役所

明治十五年八月一日 大阪府知事建野卿三

○去月廿八日印刷局に於て例の如く焼却せられ未捐紙幣十

圓札五万圓二圓札十八万圓半圓札六万圓廿錢札四万九千圓十

錢札一万六千五百圓合計三十五万五千五百圓なりといふ

風説あり

○去月廿八日印刷局に於て例の如く焼却せられ未捐紙幣十

圓札五万圓二圓札十八万圓半圓札六万圓廿錢札四万九千圓十

錢札一万六千五百圓合計三十五万五千五百圓なりといふ

官山尾庸三君が同院議官の者座なるを以て副議長の席に就る

すべく旨達せられ玄やに承へれり

○參事院に於てハ副議長事故ありて議事に欠席さる、附は議

官山尾庸三君が同院議官の者座なるを以て副議長の席に就る

すべく旨達せられ玄やに承へれり

○去月廿八日印刷局に於て例の如く焼却せられ未捐紙幣十

圓札五万圓二圓札十八万圓半圓札六万圓廿錢札四万九千圓十

錢札一万六千五百圓合計三十五万五千五百圓なりといふ

官山尾庸三君が同院議官の者座なるを以て副議長の